

日本赤十字社福岡県支部 やすらぎの郷

通所型サービス(第1号通所事業)通所事業運営規程

(事業の目的)

第1条 日本赤十字社福岡県支部が運営する通所型サービス(第1号通所事業) 所(以下、「第1号通所事業」という。)は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、当該の社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の運営に際しては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 第1号通所事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 名 称 日本赤十字社福岡県支部 やすらぎの郷デイサービスセンター
- (2) 所在地 粕屋郡志免町大字吉原600番地

(従事職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業に従事する職員の職種、員数及び職務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (兼務)

管理者は、事業に従事する職員の管理、本事業の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従事職員にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者の心身状況や置かれている環境等の把握に努め、利用者又はその家族が抱える悩み事や心配事について、相談及び必要な援助等を行う。

- (3) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康状態を確認するとともに、利用者又はその家族から健康に関する相談等があった場合は、必要な助言、指導等を行う。また、口腔機能が低下している又はおそれのある利用者に対して、利用者の口腔機能の向上を目的とし、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導を行う。

- (4) 介護職員 6名以上

介護職員は、利用者の心身状態に応じ、給食、入浴等の介護、その他の日常生活上の世話をを行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退防止及び回復を図るために必要な訓練を行う。

(6) 管理栄養士 1名

低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を行う。

- 2 職員は、利用者及びその家族のプライバシーの尊重に万全を帰するものとし、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(営業時間)

第5条 事業所の営業時間は、通常午前8時30分から午後5時00分までとする。サービス提供時間は、午前9時30分から午後4時00分とする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(営業日)

第6条 事業所の営業日は、次のとおりとする。

営業日は、通常月曜日から土曜日とする。定休日、日曜、祝日（月曜日の祝日を除く）とする。ただし、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）ゴールデンウィーク、シルバーウィークの月曜日祝日は定休日とする。

(利用定員)

第7条 通所介護及び総合事業第1号通所事業の1日当たりの利用定員は35人「月曜日から金曜日」とする。土曜日の利用定員は15人とする。

- 2 通所介護及び第1号通所事業の提供にあたっては、前項に規定する利用定員を遵守し、当該利用定員を超える通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の提供は行わない。

(第1号通所事業の内容)

第8条 第1号通所事業は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資すよう、計画的に適切な介護技術を持って行うものとし、その内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 相談・援助等の生活指導、レクリエーション
- (4) 運動器機能向上
- (5) 栄養改善サービス
- (6) 口腔機能向上サービス

- 2 利用者の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、第1号通所事業を提供するように努めるものとする。

(第1号通所事業の利用料等)

第9条 通所事業の利用料は、保険者等が定める介護報酬の告示上の額と同額とする。

- 2 利用者は、法定代理受領サービスに該当する第1号通所事業を利用した場合は、前項に規定する利用料の1割を支払うものとする。ただし、区分毎に定められた給付限度額を超えて利用する場合は、当該限度額を超える利用に係る利用料については、その全額を支払うものとする。

3 利用者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を利用した場合は、第1項に規定する利用料の全額を支払うものとする。

4 利用者は、前3項に規定する利用料のほか、次の各号に掲げる費用を支払うものとする。

(別表参照)

(1) 食費の提供に要する費用

(2) 日常生活においても通常必要となる経費

5 前項各号に掲げる費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 糟屋郡志免町

(2) 糟屋郡宇美町

(3) 糟屋郡須恵町

(内容及び手続の説明)

第11条 第1号通所事業の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事職員の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得るものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な第1号通所事業を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者の紹介その他必要な措置を行うものとする。

(受給資格等の確認)

第13条 第1号通所事業の利用申込みがあった場合は、当該利用申込者に対し被保険者証の提示を求め、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確認するものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第14条 第1号通所事業の提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

2 居宅介護支援が行われていない等の理由により、要支援認定等の更新の申請が円滑に行われないと認められる利用者については、当該更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第15条 第1号通所事業の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第16条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援

事業者等への連絡その他の必要な援助を行うものとする。

(サービス提供の記録)

第17条 第1号通所事業を提供した際には、当該第1号通所事業の提供日及び内容、その他の必要事項を記録するものとする。

(サービス提供証明書の交付)

第18条 提供する第1号通所事業が法定代理受領サービスに該当しない場合で、利用者から当該第1号通所事業に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した第1号通所事業の内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

(第1号通所事業計画書の作成)

第19条 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、運動器機能向上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した第1号通所事業計画書を作成するものとする。

2 管理者は、前項の第1号通所事業計画書の作成にあたっては、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。

3 第1号通所事業計画書の作成にあたっては、既に介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は当該介護予防サービス・支援計画書の内容に沿って作成するものとする。

(利用者の遵守事項)

第20条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意すること。
- (2) 口論、とばく、暴力行為等他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 無断で備品の位置を変更しないこと。
- (4) 施設、付属工作物、備品等を破損し、滅失し、又は汚損しないこと。
- (5) 従事職員の調査に偽りの申立てをしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めて指示すること。

(利用制限)

第21条 管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1号通所事業の利用を制限することができる。

- (1) 他の利用者に著しい迷惑を及ぼし、又は著しい迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 他の利用者に感染するおそれのある感染症に感染する等、事業者の管理上支障があるとき。

(損害賠償)

第22条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により、施設、付属工作物、備品等を破損し、滅失し、又は汚損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第23条 利用者は、第1号通所事業を利用する権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(緊急時等における対応)

第24条 管理者は、利用者の心身状態の急変、その他の緊急事態が発生した場合は、速やかに主治の医師への連絡等必要な処置をとるものとする。

(事故発生時の対応)

第25条 管理者は、利用者に対する第1号通所事業の提供により事故が発生した場合は速やかに関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する第1号通所事業の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第26条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする

- 2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防火委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回は実施する。
- 3 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知によって作動し、防災盤に表示されるようになっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。
- 4 非常その他緊急の事態に備え、非常災害時及び新興感染症等流行時に執るべき措置について事業継続計画を策定し、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練等を実施する。

(衛生管理等)

第27条 管理者は、利用者が使用する施設、食器その他の設備又は利用者の飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 管理者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるように努めるものとする。

(虐待の防止)

第28条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

1 第1号通所事業サービス費

区分	1割負担金	サービス提供 体制強化加算 (I)	処遇改善加 算V-1	運動器機能 向上加算	栄養改善加算	口腔機能 向上加算
事業対象者	1,259円					
要支援1	1,798円	88円	153円	225円	150円	150円
要支援2	3,621円	176円	308円			

※介護職員等処遇改善加算1

(通所介護費 + 入浴費 + 個別訓練加算費 + サービス提供体制加算) × 9.2%

2 その他の費用

料金の種類	金 額
食事の提供に要する費用	昼 食 650円/回
理美容	カット 1,300円 顔そり 500円

その他、活動にかかる材料費、特別な行事にかかる諸経費は実費を頂きます。